

千葉県報

定例
令和4年5月10日

第13733号

千葉県報

令和4年5月10日(火曜日)

主 要 目 次	
告 示	一
○ 令和3年度千葉県一般会計の補正予算の要領(四件)	一
○ 令和3年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領	八
○ 平成三十一年千葉県告示第百六十五号の一部を改正する告示	三八
○ 特定計量器の定期検査の実施	三八
○ 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間	三八
○ 県道路線の認定	三九
○ 名洗港港湾計画の変更の概要	三九
公 告	

令和3年度千葉県一般会計補正予算(第3号)

令和3年度千葉県一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,051,416,822千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(二件)	四〇
○ 土地改良区清算人の退任	四一
○ 土地改良区役員の退任及び就任	四一
○ 県営土地改良事業の工事の完了	四一
特定調達公告	
○ 入札公告	四一
○ 落札者等の公告(二件)	四三

告 示

千葉県告示第百三十六号

令和三年四月二十四日に専決処分をした令和三年度千葉県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和四年五月十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金	2 国庫補助金	251,956,870 <small>千円</small>	1,700,000 <small>千円</small>	253,656,870 <small>千円</small>
		134,580,743	1,700,000	136,280,743
補正されなかつた款項に係る額		1,797,759,952		1,797,759,952
歳 入 合 計		2,049,716,822	1,700,000	2,051,416,822

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 商工費	1 商業費	458,200,929 <small>千円</small>	1,700,000 <small>千円</small>	459,900,929 <small>千円</small>
		62,138,280	1,700,000	63,838,280
補正されなかつた款項に係る額		1,591,515,893		1,591,515,893
歳 出 合 計		2,049,716,822	1,700,000	2,051,416,822

千葉県告示第百三十七号

令和三年五月八日に専決処分をした令和三年度千葉県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和四年五月十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

令和 3 年度千葉県一般会計補正予算 (第 4 号)

令和 3 年度千葉県一般会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,080,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,086,496,822 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金	2 国庫補助金	253,656,870	35,080,000	288,736,870
		136,280,743	35,080,000	171,360,743
補正されなかつた款項に係る額		1,797,759,952		1,797,759,952
歳 入 合 計		2,051,416,822	35,080,000	2,086,496,822

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 商工費	1 商業費	459,900,929	35,080,000	494,980,929
		63,838,280	35,080,000	98,918,280
補正されなかつた款項に係る額		1,591,515,893		1,591,515,893
歳 出 合 計		2,051,416,822	35,080,000	2,086,496,822

千葉県告示第百三十八号

令和三年五月二十日に専決処分をした令和三年度千葉県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和四年五月十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

令和 3 年度千葉県一般会計補正予算 (第 5 号)

令和 3 年度千葉県一般会計の補正予算 (第 5 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,360,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,088,856,822 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金		288,736,870 <small>千円</small>	2,360,000 <small>千円</small>	291,096,870 <small>千円</small>
	2 国庫補助金	171,360,743	2,360,000	173,720,743
補正されなかつた款項に係る額		1,797,759,952		1,797,759,952
歳 入 合 計		2,086,496,822	2,360,000	2,088,856,822

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		102,672,018 <small>千円</small>	2,320,000 <small>千円</small>	104,992,018 <small>千円</small>
	1 公衆衛生費	73,853,169	2,320,000	76,173,169
	8 商工費	494,980,929	40,000	495,020,929
	1 商業費	98,918,280	40,000	98,958,280
補正されなかつた款項に係る額		1,488,843,875		1,488,843,875
歳 出 合 計		2,086,496,822	2,360,000	2,088,856,822

千葉県告示第二百三十九号

令和三年五月二十八日に専決処分をした令和三年度千葉県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和四年五月十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

令和 3 年度千葉県一般会計補正予算 (第 6 号)

令和 3 年度千葉県一般会計の補正予算 (第 6 号) は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36,626,641 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,125,483,463 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金	2 国庫補助金	291,096,870	36,456,641	327,553,511
		173,720,743	36,456,641	210,177,384
13 諸収入	7 雑収入	420,746,891	170,000	420,916,891
		17,843,554	170,000	18,013,554
補正されなかつた款項に係る額		1,377,013,061		1,377,013,061
歳入合計		2,088,856,822	36,626,641	2,125,483,463

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費	1 公衆衛生費	104,992,018 <small>千円</small>	700,000 <small>千円</small>	105,692,018 <small>千円</small>
	8 商工費	76,173,169	700,000	76,873,169
8 商工費		495,020,929	35,926,641	530,947,570
	1 商業費	98,958,280	33,450,000	132,408,280
	3 観光費	793,980	2,476,641	3,270,621
補正されなかった款項に係る額		1,488,843,875		1,488,843,875
歳出合計		2,088,856,822	36,626,641	2,125,483,463

千葉県告示第二四四号

令和三年六月定例県議会の議決を経た令和三年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領は、次のとおりである。

令和四年五月十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

令和3年度千葉県一般会計補正予算（第7号）

令和3年度千葉県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,760,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,160,243,463千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金		327,553,511 <small>千円</small>	34,760,000 <small>千円</small>	362,313,511 <small>千円</small>
	2 国庫補助金	210,177,384	34,760,000	244,937,384
補正されなかつた款項に係る額		1,797,929,952		1,797,929,952
歳 入 合 計		2,125,483,463	34,760,000	2,160,243,463

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		326,070,491 <small>千円</small>	70,000 <small>千円</small>	326,140,491 <small>千円</small>
	1 社会福祉費	244,230,856	70,000	244,300,856
4 衛生費		105,692,018	4,940,000	110,632,018
	1 公衆衛生費	76,873,169	4,940,000	81,813,169
8 商工費		530,947,570	29,750,000	560,697,570
	1 商業費	132,408,280	29,750,000	162,158,280
補正されなかった款項に係る額		1,162,773,384		1,162,773,384
歳出合計		2,125,483,463	34,760,000	2,160,243,463

令和 3 年度千葉県一般会計補正予算 (第 8 号)

令和 3 年度千葉県一般会計の補正予算 (第 8 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 185,719,194 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,345,962,657 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 分担金及び負担金		6,795,868 <small>千円</small>	2,704,355 <small>千円</small>	9,500,223 <small>千円</small>
	1 負担金	6,795,868	2,704,355	9,500,223
8 国庫支出金		362,313,511	67,527,108	429,840,619
	1 国庫負担金	111,961,922	11,863,118	123,825,040
	2 国庫補助金	244,937,384	55,663,990	300,601,374
11 繰入金		34,444,669	30,351,584	64,796,253
	1 特別会計繰入金	11,580,308	29,300,000	40,880,308
	2 基金繰入金	22,864,361	1,051,584	23,915,945
13 諸収入		420,916,891	60,088,847	481,005,738
	3 貸付金元利収入	387,163,455	60,000,000	447,163,455
	7 雑収入	18,013,554	88,847	18,102,401
14 県債		214,236,833	25,047,300	239,284,133
	1 県債	214,236,833	25,047,300	239,284,133

補正されなかった款項に係る額	1,121,535,691		1,121,535,691
歳入合計	2,160,243,463	185,719,194	2,345,962,657

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		95,062,960	24,539,148	119,602,108
	1 総務管理費	57,771,632	21,892,450	79,664,082
	2 企画費	9,005,955	2,646,698	11,652,653
3 民生費		326,140,491	13,223,227	339,363,718
	1 社会福祉費	244,300,856	12,859,596	257,160,452
	2 児童福祉費	75,732,752	363,631	76,096,383
4 衛生費		110,632,018	41,795,350	152,427,368
	1 公衆衛生費	81,813,169	38,668,300	120,481,469
	3 保健所費	1,002,520	407,000	1,409,520
	4 医薬費	27,277,380	2,720,050	29,997,430
5 環境費		5,852,790	7,000	5,859,790
	1 環境費	5,852,790	7,000	5,859,790
7 農林水産業費		44,414,071	6,869,199	51,283,270

8	商 工 費	1	農 業 費	17,205,226	111,528	17,316,754
		2	畜 産 業 費	2,402,570	292,629	2,695,199
		3	農 地 費	15,091,467	4,591,468	19,682,935
		4	林 業 費	2,559,908	514,059	3,073,967
		5	水 産 業 費	7,154,900	1,359,515	8,514,415
9	土 木 費	1	商 業 費	162,158,280	7,200	162,165,480
		2	工 鉱 業 費	395,268,669	60,868,500	456,137,169
		3	観 光 費	3,270,621	61,600	3,332,221
		2	道 路 橋 り よ う 費	43,711,406	17,735,940	61,447,346
		3	河 川 海 岸 費	17,752,152	10,288,425	28,040,577
		4	港 湾 費	4,547,979	1,778,200	6,326,179
		5	都 市 計 画 費	11,414,339	4,944,839	16,359,178
		6	宅 地 費	3,380,126	549,367	3,929,493
		7	住 宅 費	5,276,443	863,171	6,139,614

10	警 察 費		146,068,271	1,769,207	147,837,478	
		1	警 察 管 理 費	131,496,727	91,730	131,588,457
		2	警 察 活 動 費	7,353,778	1,677,477	9,031,255
11	教 育 費		370,222,612	418,821	370,641,433	
		1	教 育 総 務 費	49,341,664	246,200	49,587,864
		5	特 別 支 援 学 校 費	38,664,545	172,621	38,837,166
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額			404,783,383		404,783,383	
歳 出 合 計			2,160,243,463	185,719,194	2,345,962,657	

第2表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度	額
県有施設再整備事業（安房地域合同庁舎再整備事業）	令和3年度から令和4年度まで	令和3年度事業費	103,000千円以内
児童相談所等施設整備事業	令和3年度から令和4年度まで	令和3年度事業費	101,000千円以内
家畜疾病経営維持資金利子補給	令和3年度から令和11年度まで	令和3年度融資金額600,000千円以内について年利1.0%以内の利子に相当する額（最大で33,000千円）	
農業大学校大規模改修事業	令和3年度から令和4年度まで	令和3年度事業費	251,000千円以内
中野畑沢線外1線街路整備事業	令和3年度から令和4年度まで	令和3年度事業費	156,000千円以内
鉄道高架架設事業	令和3年度から令和6年度まで	令和3年度事業費	1,150,000千円以内
社会資本整備総合交付金事業（交付金街路）	令和3年度から令和4年度まで	令和3年度事業費	360,000千円以内
県単街路整備事業	令和3年度から令和4年度まで	令和3年度事業費	60,000千円以内
無電柱化推進計画事業	令和3年度から令和4年度まで	令和3年度事業費	30,000千円以内
災害害防止事業	令和3年度から令和4年度まで	令和3年度事業費	100,000千円以内
住宅市街地盤整備事業	令和3年度から令和4年度まで	令和3年度事業費	150,000千円以内
低地対策河川事業	令和3年度から令和4年度まで	令和3年度事業費	300,000千円以内
総合治水対策特定河川事業	令和3年度から令和4年度まで	令和3年度事業費	120,000千円以内

河川激甚災害対策特別緊急事業	令和3年度から令和6年度まで	令和3年度事業費	2,140,000千円以内
老朽化対策緊急事業	令和3年度から令和4年度まで	令和3年度事業費	255,000千円以内
香取警察署庁舎整備事業	令和3年度から令和4年度まで	令和3年度事業費	188,000千円以内
香取待機宿舍整備事業	令和3年度から令和4年度まで	令和3年度事業費	31,000千円以内
新学習用ネットワーク整備事業	令和3年度から令和8年度まで	令和3年度事業費	821,000千円以内

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
ふさのくに観光道路ネットワーク事業 (広域連携)	令和3年度から 令和5年度まで	令和3年度事業費 350,000千円以内	補正前に同じ	令和3年度事業費 650,000千円以内
県単道路改良事業	令和3年度から 令和4年度まで	令和3年度事業費 600,000千円以内	補正前に同じ	令和3年度事業費 2,225,000千円以内
橋りょう架換事業	令和3年度から 令和4年度まで	令和3年度事業費 40,000千円以内	補正前に同じ	令和3年度事業費 90,000千円以内
社会资本整備総合交付金事業(補助街 路)	令和3年度から 令和4年度まで	令和3年度事業費 60,000千円以内	補正前に同じ	令和3年度事業費 120,000千円以内
防 災 ・ 安 全 交 付 金 事 業	令和3年度から 令和4年度まで	令和3年度事業費 262,000千円以内	令和3年度から 令和5年度まで	令和3年度事業費 662,000千円以内
道 路 メ ソ テ ナ ン ス 事 業	令和3年度から 令和4年度まで	令和3年度事業費 400,000千円以内	補正前に同じ	令和3年度事業費 515,000千円以内
交 通 安 全 対 策 事 業	令和3年度から 令和4年度まで	令和3年度事業費 100,000千円以内	補正前に同じ	令和3年度事業費 180,000千円以内
橋りょう修繕事業	令和3年度から 令和4年度まで	令和3年度事業費 80,000千円以内	令和3年度から 令和5年度まで	令和3年度事業費 900,000千円以内
総 合 流 域 防 災 事 業	令和3年度から 令和4年度まで	令和3年度事業費 150,000千円以内	補正前に同じ	令和3年度事業費 180,000千円以内
広 域 河 川 改 修 事 業	令和3年度から 令和4年度まで	令和3年度事業費 180,000千円以内	補正前に同じ	令和3年度事業費 780,000千円以内
河 川 管 理 施 設 機 能 確 保 事 業	令和3年度から 令和4年度まで	令和3年度事業費 410,000千円以内	補正前に同じ	令和3年度事業費 490,000千円以内
公営住宅建設事業(金ケ作県営住宅第 2期建設工事等)	令和3年度から 令和5年度まで	令和3年度事業費 1,385,000千円以内	補正前に同じ	令和3年度事業費 1,400,000千円以内

第3表 地方債補正
追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
森林整備事業費	23,400 千円	普通貸借または債券発行 (他の地方公共団体との共同 発行を含む。)	年利9.0%以内 % ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金につ いて、利率の見直しを行っ た後においては、当該見直 し後の利率とする。	起債の日から据置期間を含め30年以内において元利均等、元金 均等または満期一括償還する。 ただし、償還期間内において繰上償還、償還期間の短縮ならび に低利債への借り換えをすることができる。

変更

起債の目的	補正前			補正後					
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率			
国有施設再整備事業費	225,500 千円	普通貸借または債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年利9.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる公的資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	起債の日から据置期間を含め30年以内において元利均等、元金均等または満期一括償還する。ただし、償還期間内において繰上償還、償還期間の短縮ならびに低利債への借り換えをすることができ。	232,300 千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	
農業基盤整備事業費	1,909,300				2,704,700	872,500	5,178,000	582,000	1,328,000
農地防災事業費	480,400				5,814,900				
自然災害防止事業費	2,106,000				26,356,400	3,959,200	4,170,400	562,300	522,100
治山事業費	377,300				4,170,400	1,618,100	781,900		
水産基盤整備事業費	838,100				562,300	522,100			
道路改良事業費	4,623,300				1,618,100				
地方道路等整備事業費	14,655,900				522,100				
河川改修事業費	2,112,400								
河川等整備事業費	2,946,600								
砂防改良事業費	249,100								
海岸保全施設整備事業費	310,600								
港湾整備事業費	873,500								
公園整備事業費	535,500								

住宅市街地整備事業費	268,100	普通貸借または債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年利9.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる公的資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	起債の日から据置期間を含め30年以内において元利均等、元金均等または満期一括償還する。ただし、償還期間内において繰上償還、償還期間の短縮ならびに低利債への借り換えをすることができる。	680,400	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
	1,847,200				2,643,500			
街路整備事業費	1,105,400	交通安全施設整備事業費			1,425,200			
住宅建設事業費	399,100				1,387,900			
警察施設整備事業費	2,195,500				2,262,900			
計	38,058,800				63,082,700			

令和 3 年度千葉県特別会計財政調整基金補正予算 (第 1 号)

令和 3 年度千葉県特別会計財政調整基金の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29,300,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,821,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	1 基金繰入金	11,500,000	29,300,000	40,800,000
補正されなかつた款項に係る額		21,000		21,000
歳 入 合 計		11,521,000	29,300,000	40,821,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金	2 繰出金	11,521,000	29,300,000	40,821,000
		11,500,000	29,300,000	40,800,000
歳 出 合 計		11,521,000	29,300,000	40,821,000

令和 3 年度千葉県特別会計港湾整備事業補正予算 (第 1 号)

令和 3 年度千葉県特別会計港湾整備事業の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 844,800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,409,711 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 県 債	1 県 債	465,200	844,800	1,310,000
		千円	千円	千円
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		1,099,711		1,099,711
歳 入 合 計		1,564,911	844,800	2,409,711

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		1,564,911 <small>千円</small>	844,800 <small>千円</small>	2,409,711 <small>千円</small>
	1 港湾整備事業費	1,132,536	844,800	1,977,336
歳出合計		1,564,911	844,800	2,409,711

第2表 債務負担行為補正
追加

事項	項目	期間	限度	額
港湾整備事業	(荷役機械事業)	令和3年度から令和5年度まで	令和3年度事業費	1,220,000千円以内

第 3 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前			補 正 後			
	限 度 額 千円	起債の方法	利 率 %	限 度 額 千円	起債の方法	利 率 %	償還の方法
港湾整備事業費	465,200	普通貸借または債券発行	年利9.0%以内	1,310,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
			起債の日から据置期間を含め30年以内において元利均等、元金均等または満期一括償還する。ただし、償還期間内において繰上償還、償還期間の短縮ならびに低利償への借り換えをすることができる。				

令和 3 年度千葉県特別会計土地区画整理事業補正予算 (第 1 号)

令和 3 年度千葉県特別会計土地区画整理事業の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,301,449 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,145,668 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,134,918	543,382	1,678,300
	1 負担金	1,134,918	543,382	1,678,300
2 国庫支出金		379,177	502,900	882,077
	1 国庫負担金	96,118	259,210	355,328
	2 国庫補助金	283,059	243,690	526,749
3 繰入金		1,808,817	549,367	2,358,184
	1 一般会計繰入金	1,808,401	549,367	2,357,768
4 諸収入		319,107	668,100	987,207
	1 受託事業収入	318,900	668,100	987,000
5 県債		3,202,200	2,037,700	5,239,900
	1 県債	3,202,200	2,037,700	5,239,900
歳入	合計	6,844,219	4,301,449	11,145,668

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費		6,844,219 <small>千円</small>	4,301,449 <small>千円</small>	11,145,668 <small>千円</small>
	1 金田西地区土地区画整理事業費	1,333,549	787,927	2,121,476
	2 運動公園周辺地区土地区画整理事業費	2,287,702	1,972,536	4,260,238
	3 柏北部中央地区土地区画整理事業費	2,236,613	1,492,746	3,729,359
	4 木地区土地区画整理事業費	986,355	48,240	1,034,595
歳 出 合 計		6,844,219	4,301,449	11,145,668

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額 千円	起債の方法	限 度 額 千円	起債の方法
金田西部地区土地区画整理 事業費	156,700	普通貸借また は債券発行	234,000	補正前に同じ
運動公園周辺地区土地区 画整理事業費	1,446,300		2,264,900	補正前に同じ
柏北部中央地区土地区画 整理事業費	1,599,200		2,741,000	補正前に同じ
計	3,202,200		5,239,900	

令和 3 年度千葉県特別会計流域下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度千葉県特別会計流域下水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第 2 条 予算第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

区 分	補 正 前	補 正 後
(4) 主たる建設改良事業	4,669,033 千円	7,695,139 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第 3 条 予算第 4 条で定めた資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

科 目	既 決 予 算 額	補 正 予 算 額	計
第 1 款 資 本 的 収 入	7,376,877 千円	3,033,879 千円	10,410,756 千円
第 1 項 国 庫 補 助 金	2,463,300	1,433,000	3,896,300
第 2 項 企 業 債	1,503,700	784,700	2,288,400
第 3 項 建 設 費 負 担 金	1,277,764	800,440	2,078,204
第 4 項 他 会 計 補 助 金	2,132,113	15,739	2,147,852

支 出		既 決 予 算 額	補 正 予 算 額	計
科 目				
第1款 資 本 的 支 出		8,633,632 <small>千円</small>	3,033,879 <small>千円</small>	11,667,511 <small>千円</small>
第1項 建 設 改 良 費		4,669,033	3,026,106	7,695,139
第2項 資 産 購 入 費		349,800	7,773	357,573

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第5条で定めた債務負担行為を、次のとおり補正する。

(追 加)		期 間	限 度 額
事 項			
手 賀 沼 流 域 下 水 道 事 業		令和3年度から令和5年度まで	415,000 千円以内
江 戸 川 流 域 下 水 道 事 業		令和3年度から令和5年度まで	3,427,000 千円以内

(変 更)

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
印 旆 沼 流 域 下 水 道 事 業	令和3年度から令和4年度まで	332,000 千円以内	補正前と同じ	528,000 千円以内

(企業債の補正)

第 5 条 予算第 6 条に定めた企業債を，次のとおり補正する。

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
印旛沼流域下水道事業費	440,300 千円	普通貸借または債券発行	576,600 千円	補正前に同じ
手賀沼流域下水道事業費	302,800	年利9.0以内%	455,100	補正前に同じ
江戸川流域下水道事業費	760,600		1,256,700	補正前に同じ
計	1,503,700		2,288,400	

(他会計からの補助金の補正)

第 6 条 予算第 1 0 条に定めた他会計からの補助金を，次のとおり補正する。

会計名	補正前		補正後	
	金額	備考	金額	備考
一般会計	2,464,386 千円	流域下水道事業繰出金	2,480,125 千円	補正前に同じ

令和3年度千葉県一般会計補正予算(第9号)

令和3年度千葉県一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,730,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,363,692,657千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金		429,840,619 千円	17,730,000 千円	447,570,619 千円
	2 国庫補助金	300,601,374	17,730,000	318,331,374
補正されなかった款項に係る額		1,916,122,038		1,916,122,038
歳入合計		2,345,962,657	17,730,000	2,363,692,657

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費	2 企 画 費	119,602,108 <small>千円</small>	100,000 <small>千円</small>	119,702,108 <small>千円</small>
		11,652,653	100,000	11,752,653
8 商 工 費	1 商 業 費	621,634,870	17,630,000	639,264,870
		162,165,480	17,630,000	179,795,480
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		1,604,725,679		1,604,725,679
歳 出 合 計		2,345,962,657	17,730,000	2,363,692,657

令和 3 年度千葉県一般会計補正予算 (第 10 号)

令和 3 年度千葉県一般会計の補正予算 (第 10 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 60,910,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,424,602,657 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金		447,570,619 <small>千円</small>	60,843,000 <small>千円</small>	508,413,619 <small>千円</small>
	2 国庫補助金	318,331,374	60,843,000	379,174,374
11 繰入金		64,796,253	67,000	64,863,253
	1 特別会計繰入金	40,880,308	67,000	40,947,308
補正されなかつた款項に係る額		1,851,325,785		1,851,325,785
歳 入 合 計		2,363,692,657	60,910,000	2,424,602,657

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		119,702,108	15,000	119,717,108
	2 企画費	11,752,653	15,000	11,767,653
8 商工費		639,264,870	60,810,000	700,074,870
	1 商業費	179,795,480	60,810,000	240,605,480
10 警察費		147,837,478	82,000	147,919,478
	2 警察活動費	9,031,255	82,000	9,113,255
11 教育費		370,641,433	3,000	370,644,433
	1 教育総務費	49,587,864	3,000	49,590,864
補正されなかつた款項に係る額		1,086,246,768		1,086,246,768
歳出合計		2,363,692,657	60,910,000	2,424,602,657

令和3年度千葉県特別会計財政調整基金補正予算（第2号）

令和3年度千葉県特別会計財政調整基金の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,888,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	1 基金繰入金	40,800,000	67,000	40,867,000
		千円	千円	千円
補正されなかつた款項に係る額		21,000		21,000
歳入合計		40,821,000	67,000	40,888,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金	2 繰出金	40,821,000	67,000	40,888,000
		千円	千円	千円
歳出合計		40,821,000	67,000	40,888,000

千葉県告示第二百四十一号

平成三十一年千葉県告示第百六十五号(千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例の規定の適用を除外する市町村の名称等)の一部を次のように改正する。
令和四年五月十日

別表佐倉市の項の次に次のように加える。

東金市	令和四年六月一日	千葉県知事 熊谷 俊人
-----	----------	-------------

千葉県告示第二百四十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和四年五月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。以下同じ。)

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
成田市	令和四年七月十二日	成田市宝田九一二番地一 成田市農業協同組合経済センター	午前十時三十分から午後三時まで
	令和四年七月十三日	成田市松子三九三番地 成田市大栄公民館	"
	令和四年七月十四日	成田市猿山一、〇八〇番地 成田市下総支所	"
	令和四年七月十五日	成田市天神峰八〇番地一 成田市公設地方卸売市場	午前十時から午後三時まで
	令和四年七月十九日	成田市飯仲四五番地 成田市総合流通センター	"
	令和四年七月二十日	成田市花崎町七六〇番地 成田市役所	午前十時三十分から午後三時まで
	令和四年七月二十一日	"	"
	令和四年七月二十一日	成田市赤坂一丁目三番地一	"

備考	検査時間	検査場所	備考
南町	令和四年七月五日	番地 長生郡長南町役場	"
長生郡長	令和四年七月五日	番地 長生郡長南町役場	"
柄町	六月六日	長生郡長柄町役場	"
長生郡長	令和四年七月二十日	長生郡長柄町桜谷七一二番地	"
沢町	令和四年七月一日	〇番地一 長生郡睦沢町役場	"
長生郡睦	二日	成田市保健福祉館	

- 一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。
- 二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。
- 三 新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、予定どおり定期検査を実施することが困難と認められるときは、当該定期検査を中止する場合がある。この場合には、千葉県のホームページ等において公表する。

千葉県告示第二百四十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一条第二項の規定により、はえ縄漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。
令和四年五月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 制限措置の内容
- 1 漁業種類
はえ縄漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
一一隻
- 3 船舶の総トン数
五トン以上二十トン未満
- 4 推進機関の馬力数
定めなし
- 5 作業区域
館山市洲崎灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線から銚子市地先に至る千葉県海面
- 6 漁業時期

7 周年
 漁業を営む者の資格
 操業区域に接する地域に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。）が当該地域の存する市町村の区域にある者
 二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
 令和四年五月十二日から六月十一日まで

千葉県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第一項の規定により、県道の路線を次のとおり認定した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課において、縦覧に供する。
 令和四年五月十日

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地	備考
五〇一	王子金町市川線		市川市		起点 東京都北区王子一丁目

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百四十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第十項の規定により定めた名洗港港湾計画の変更の概要は、次のとおりである。
 令和四年五月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 港湾計画の変更の概要
 平成二年千葉県告示第七七十九号（港湾計画の概要）によりその概要を告示した名洗港港湾計画について、令和十年代半ばにおける取扱貨物量を十四万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

1 公共埠頭計画

(一) 岸壁

公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
公共用	五・五	一	一般船用

(二) 物揚場

公共用又は専用の別	水深（メートル）	延長（メートル）	用途
公共用			

公共埠頭用地	面積（ヘクタール）	幅員（メートル）
八		八〇

2 水域施設計画

(一) 航路

航路	水深（メートル）	幅員（メートル）
	五・五	八〇

(二) 泊地

水深（メートル）	面積（ヘクタール）
三・五	一
四・五	九
五・五	一

(三) 航路・泊地

水深（メートル）	面積（ヘクタール）
四・五	七
五・五	八

3 外郭施設計画

防波堤

名洗防波堤	延長（メートル）
名洗防波堤	三三九
名洗防波堤	二三五
名洗防波堤	一〇〇
港内防波堤	三〇〇

4 臨港交通施設計画

道路

名洗臨港道路	起	延長	終	車線数
臨港道路一号线	名洗	臨港道路	銚子市潮見町五―三地先	二
	臨港道路	臨港道路三号线		二

5 港湾環境整備施設計画

(一) 海浜

延長（メートル）
一六〇

(二) 緑地

面積（ヘクタール）

<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和四年五月十日から九月十二日まで縦覧に供する。</p>	<p>公 告</p>	<p>二 港湾計画の縦覧の場所 千葉市中央区市場町一番一号 千葉県県土整備部港湾課</p>	<p>(1) 延長 (メートル) 五五〇</p> <p>(2) その他緑地 面積 (ヘクタール) 一</p>	<p>(三) 良好な港湾景観形成計画 水深 (メートル) 三・五</p> <p>延長 (メートル) 一一〇</p> <p>作業船用</p>	<p>7 その他の計画 (一) 小型船だまり計画 港 湾 施 設 既定計画を削除する (二) 物資補給施設計画 物揚場</p>	<p>6 土地造成及び土地利用計画</p> <table border="1"> <tr> <td>土地造成面積 (ヘクタール)</td> <td>土地利用面積 (ヘクタール)</td> <td>用途</td> </tr> <tr> <td>六</td> <td>一五二八三八</td> <td>埠頭用地</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>五三</td> <td>港関連用地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>交通用地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>工業用地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>都市機能用地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>緑地</td> </tr> </table>	土地造成面積 (ヘクタール)	土地利用面積 (ヘクタール)	用途	六	一五二八三八	埠頭用地	一	五三	港関連用地			交通用地			工業用地			都市機能用地			緑地
		土地造成面積 (ヘクタール)	土地利用面積 (ヘクタール)	用途																							
六	一五二八三八	埠頭用地																									
一	五三	港関連用地																									
		交通用地																									
		工業用地																									
		都市機能用地																									
		緑地																									
<p>一 届出の概要 1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和四年五月十日から九月十二日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年五月十日から九月十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和四年五月十日</p>	<p>二 届出年月日 令和四年四月一日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課</p>	<p>5 変更年月日 平成二十一年九月二十五日及び令和元年九月二十五日</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹 東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢潤治 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテ柏店 柏市富里三丁目八一〇番一五三ほか</p>	<p>一 届出の概要 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテ柏店 柏市富里三丁目八一〇番一五三ほか 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢潤治 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹 東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号 5 変更年月日 平成二十一年九月二十五日及び令和元年九月二十五日 二 届出年月日 令和四年四月一日 三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課</p>	<p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年五月十日から九月十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和四年五月十日 千葉県知事 熊谷 俊 人</p>																					

<p>一 退任理事</p> <p>夷隅郡大多喜町下大多喜一、一四〇番地</p> <p>〃 〃 〃 〃 一、一九九番地</p> <p>〃 〃 〃 〃 二、〇四三番地</p> <p>大竹明夫</p>	<p>二 届出年月日</p> <p>令和四年四月四日</p>	<p>三 縦覧場所</p> <p>千葉県商工労働部経営支援課及び八千代市経済環境部商工観光課</p>	<p>四 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、清算法人八街市四木土地改良区から次のとおり清算人の退任の届出があった。</p> <p>令和四年五月十日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p>	<p>五 変更年月日</p> <p>令和四年四月一日</p>	<p>一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、夷隅郡大多喜町下大多喜土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。</p> <p>令和四年五月十日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p>	<p>クリエイトS・D八千代台南店</p> <p>八千代市八千代台南一丁目二〇四番一ほか</p> <p>大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p> <p>株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三</p> <p>神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二</p> <p>変更前の大規模小売店舗の名称</p> <p>(仮称)クリエイトS・D八千代台南店</p> <p>変更後の大規模小売店舗の名称</p> <p>クリエイトS・D八千代台南店</p>
---	--------------------------------	--	---	--------------------------------	--	---

<p>この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。</p> <p>入札公告</p> <p>次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和4年5月10日</p> <p>千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子</p>	<p>二 退任監事</p> <p>夷隅郡大多喜町下大多喜一、一二三番地</p> <p>〃 〃 〃 〃 一、一二七番地</p> <p>〃 〃 〃 〃 一、七二六番地二</p> <p>三 就任理事</p> <p>夷隅郡大多喜町下大多喜一、九〇七番地一</p> <p>〃 〃 〃 〃 一、八二四番地一</p> <p>〃 〃 〃 〃 一、一三七番地</p> <p>〃 〃 〃 〃 一、二四六番地二</p> <p>〃 〃 〃 〃 一、一五六番地</p> <p>〃 〃 〃 〃 一、〇一一番地</p> <p>〃 〃 〃 〃 一、八三二番地</p> <p>〃 〃 〃 〃 一、九四六番地</p> <p>四 就任監事</p> <p>夷隅郡大多喜町下大多喜一、一二〇番地一</p> <p>茂原市長尾二、三二三番地の六</p> <p>夷隅郡大多喜町下大多喜一、九〇五番地</p> <p>市原 貴行</p> <p>三浦 昭詞</p> <p>野口 咲子</p> <p>山岸 正範</p> <p>高松 正人</p> <p>清水 忠昭</p> <p>浅野 秀彦</p> <p>岡本 好信</p> <p>諸本 密男</p> <p>市原 密男</p> <p>井守 龍彦</p> <p>三浦 謙治</p> <p>難波 一緒</p> <p>吉野 輝代治</p> <p>難波 富士夫</p> <p>野口 初男</p> <p>小駒 勝治</p> <p>吉野 輝代治</p> <p>難波 富士夫</p> <p>市原 密男</p>
--	---

特定調達公告

千葉県知事 熊谷俊人

<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 給与システム用パソコン等賃貸借 一式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 令和4年12月1日から令和9年11月30日まで</p> <p>(4) 履行場所 千葉県教育委員会教育長が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>(6) 調達案件に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県教育庁企画管理部教育総務課人事給与室 電話043(223)4024</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和4年5月10日から6月3日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和4年6月22日午後5時</p>	<p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和4年6月22日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和4年6月23日午前10時 千葉県庁中庁舎9階教育総務課</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県教育委員会教育長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和4年6月3日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和4年6月3日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかつた者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県教育委員会教育長が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p>
--	---

(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。

(10) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease Contract of Personal Computers and Accessories for Chiba Prefectural Salary System (Iset)
- (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 22 June, 2022
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Planning and Administration Department, Chiba Prefectural Board of Education, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8662 Japan TEL 043-223-4024

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和4年5月10日

千葉県香取地域振興事務所長 鵜澤 広司

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日
- ⑧随意契約による場合はその理由
- ⑨その他必要な事項
- ①千葉県香取合同庁舎総合管理業務委託 一式
- ②千葉県香取地域振興事務所 香取市佐原イ92番地11
- ③令和4年3月16日
- ④有会社社和幸ビルサービス 柏市酒井根628番地28
- ⑤41, 580, 000円
- ⑥一般競争入札
- ⑦令和3年12月21日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和4年5月10日

千葉県立佐原病院長 露口 利夫

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日
- ⑧随意契約による場合はその理由
- ⑨その他必要な事項
- ①千葉県立佐原病院で使用する電力 予定電力量 3, 528, 000キロワット時

②千葉県立佐原病院事務局 香取市佐原イ2, 285番地

③令和4年1月26日

④東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

⑤66, 943, 803円

⑥一般競争入札

⑦令和3年12月10日

購読料

本号

一部

一三二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八